

2011年7月14日
(平成23年)

秋葉台公園他3公園指定管理者
財団法人藤沢市みらい創造財団
理事長 小野 晴 弘 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

秋葉台運動公園内施設運営管理の受託業務及び市との連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2011年7月5日付けで諮問（第482号）された秋葉台運動公園内施設運営管理の受託業務及び市との連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、コンピュータ処理を行う必要性並びに目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市秋葉台公園は平成13年4月1日から財団法人藤沢市スポーツ振興財団が藤沢市から業務委託を受け、その他の市内スポーツ施設（秩父宮記念体育館・鵜沼運動施設事務所等）とともに管理運営を行ってきたが、平成18年4月1日からは藤沢市秋葉台公園指定管理者として指定を受け管理運営を行っている。その後、平成22年4月1日付けの財団統合により新財団「藤沢市みらい創造財団」が業務を引き継いでいる。

窃盗、器物損壊、住居侵入及び放火を防止するための対策として、施設には防犯カメラを体育館に6台、球技場1台、球技場側園路1台、プール9台、公園内2台、駐車場11台、合計30台設置しており、画像を録画、保存し、当該個人情報の取り扱いについては、2007年1月25日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第231号及び2010年6月10日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第439号により、個人情報を本人以外から収集する必要性、目的外に提供する必要性、本人以外のものから収集すること、目的外に提供することに伴う本人通知の省略及びコンピュータ処理並びに窃盗、器物損壊、住居侵入及び放火における刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する包括的取扱等について承認を得ている。

平成20年から現在までにロッカーあらしが7件、放火・焚き火5件、施設内への住居侵入1件、屋外プールへの住居侵入等については多数の案件が存在し、平成23年1月3日には、施設へ住居侵入しガラスを数枚割られるといった事件が起きており、利用者からは管理に対する苦情などが多く寄せられている状況である。これらを踏まえ、新たに防犯カメラが設置されていない体育館更衣室前とプール更衣室前に防犯カメラ及び録画機器を各1台ずつ設置することになった。また、以前から防犯カメラのみ設置していた体育館ロビー、大会議室、トレーニングルーム、公園内多目的広場・体育館正面玄関の合計4台についても録画機器を設置することになった。

以上のことから、これらの防犯カメラ及び録画機器についても、現在、施設内に設置してある他の防犯カメラ及び録画機器と同様の取り扱いを行いたく、今回の諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設での窃盗等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存の際の電磁的媒体としてはビデオテープもあるが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用は困難である。一方、ハードディスクは、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易となる。このことから、防犯カメラの画像の保存については、ハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策として、録画機器であるハードディスク及び画像を複写するためのパソコンは管理事務所に配置し、パソコン本体はワイヤーで机に固定することにより持ち出しを防止している。また、録画された画像をパソコンで操作する際にはパスワードの設定をしており、防犯カメラ設置責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用が出来ないように利用者を制限している。日常的な管理としては、条例の定めるところ及び「財団法人藤沢市みらい創造財団防犯カメラ運用基準」（以下「カメラ運用基準」という。）により、適正な管理を行うこととする。

なお、設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像は使用しない。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 個人情報の照会

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当該施設内で発生した窃盗、器物損壊、住居侵入及び放火の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維

持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであることから、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、当該施設利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該施設を管理する本財団の利益と合致するものである。

従って、当該事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから、今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については、2007年1月25日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第231号及び答申第232号並びに2010年6月10日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第439号で承認を得ているスポーツ施設内に設置してある防犯カメラ及び録画機器と同様に、当該施設内で発生した窃盗、器物損壊、住居侵入及び放火に係る照会で、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと本財団の理事長が判断した場合に限って、運営審議会に諮問の手続きを経ることなく、カメラ運用基準に基づき、目的外提供できるという包括的な取扱いをしたいと考えている。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

また、目的外の提供については、「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」を定めている。

(5) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等の照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件に係る本人通知を省略したい。

(6) 実施時期（予定年月日）

平成23年8月15日

(7) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ システムの機種

ウ システムの設置箇所

エ 財団法人藤沢市みらい創造財団防犯カメラ運用基準

オ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設での窃盗等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像の保存にあたり、ハードディスクはビデオテープに比べ画像の蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であることから、ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策の措置を講じている。

- (ア) 録画機器であるハードディスク及び画像を複写するためのパソコンは、管理事務所に配置し、ワイヤーで机に固定することにより持ち出しを防止する。
- (イ) 録画された画像をパソコンで操作をする際には、パスワードの設定をし、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。
- (ウ) 日常的な管理としては、条例及びカメラ運用基準により、適正な管理を行うこととする。
- (エ) 設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きされるようになっている。また、防犯カメラの画像の保存及び情報提供の際の検索・出力以外には使用しない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当該施設内

で発生した窃盗，器物損壊，住居侵入及び放火の捜査のために，正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり，公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり，その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであることから，実施機関では，当該照会の正当性及び公益性が認められ，事件の解決は，当該施設利用者である被害者を救済することでもあり，そのことが当該施設を管理する実施機関の利益と合致するものであるとしている。

また，実施機関では，当該事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから，今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については，目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと本財団の理事長が判断した場合に限って，当審議会に諮問の手続きを経ることなく，カメラ運用基準に基づき，目的外提供できるという包括的な取扱をする必要性があるとしている。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では，本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は，防犯カメラ画像データであり，防犯カメラ画像データで確認される個人と，当該施設利用者名簿の照合によって人物を特定することが事実上困難であることから，通知の送付先が特定できないとしている。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上